

公の施設の指定管理者制度に関する指針

平成17年6月策定

(平成18年1月改正)

明 石 市

目 次

| | | |
|----|-------------------|-------|
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | 指定管理者制度について | 1～2 |
| 3 | 指定管理者制度導入に向けての考え方 | 3～6 |
| 4 | 導入手続きの流れ | 7 |
| 5 | 指定管理者の指定の手続 | 8～11 |
| 6 | 指定管理者候補者選定委員会の設置 | 12～13 |
| 7 | 個人情報保護条例との関係 | 14 |
| 8 | 情報公開条例との関係 | 14 |
| 9 | 行政手続条例との関係 | 15 |
| 10 | 指定管理者制度における予算 | 15 |
| 11 | 苦情等への対応 | 16 |
| 12 | 事業報告書の提出等 | 16 |
| 13 | 損害賠償請求等への対応 | 17 |

1 趣 旨

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、これまで公共団体や公共的団体等に限って委託することができるとされていたが、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、指定管理者制度の導入により、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

明石市では、これまでから行政改革の取り組みのなかで、民間活力の活用により効率化が図れる業務については、行政の責任を明確にしながら市民サービスの低下を招かないことを前提として、民間委託などの推進を図ってきたところである。

指定管理者制度についても、民間活力の活用方策の一つと考え、その効果的な運用を図り、公の施設における一層の市民サービスの向上と効率的な運営を目指すため、明石市における公の施設の指定管理者制度に関する指針を定めるものである。

2 指定管理者制度について

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。

(2) 指定管理者制度の内容

指定管理者制度は、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。以下「指定管理者」という。）に、公の施設の管理を行わせることができる制度である。

指定管理者制度を導入することとした場合においては、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲など必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ、議会の議決が必要である。

(3) 指定管理者制度へ移行する時期

- ① 現在、管理を委託している公の施設については、改正法の施行後3年以内（平成18年9月1日まで）に、市の直営又は指定管理者制度に移行しなければならない。
- ② 地方公共団体が直接、管理運営している公の施設及び今後新設される公の施設については、新たに管理を委ねる時から指定管理者制度に移行する。

【参考】

I 「公の施設」について

地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、地方公共団体並びに施設の管理を委ねられている指定管理者は、同条第2項で「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定されている。また、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めることとされている。

公の施設に該当するかは、施設の設置目的や運営状況等を踏まえて判断することになるが、概ね次のような性格をもつ施設といわれている。

- (1) 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること。
- (2) 住民の福祉を増進する目的をもって設けている施設であること。
- (3) 普通地方公共団体が設ける施設であること。

II 本市公の施設の設置状況（平成16年4月1日現在）

| 部名 | 施設数 | 条例数 | 主な施設 |
|-----------|-----|-----|---|
| コミュニティ推進部 | 9 | 3 | 厚生館、男女共同参画センター、和坂斎場 |
| 健康福祉部 | 23 | 9 | 保育所、さざなみ園、総合福祉センター、休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所、夜間休日急病センター、高齢者ふれあいの里、高齢者ワークセンター、木の根学園、ゆりかご園 |
| 産業振興部 | 10 | 10 | 農業センター、勤労福祉会館、中高年齢労働者福祉センター、産業交流センター、市民会館、中崎公会堂、市民ホール、西部市民会館、天文科学館、卸売市場 |
| 土木部 | 24 | 4 | 海浜利便施設、駐車場、自転車駐車場 |
| 都市整備部 | 365 | 3 | 都市公園、石ヶ谷墓園、市営住宅 |
| 市民病院 | 1 | 1 | 市民病院 |
| 教育委員会 | 48 | 8 | 少年自然の家、青少年育成センター、生涯学習センター、コミュニティ・センター、図書館、西部図書館、文化博物館、高齢者大学校あかねが丘学園 |
| 消防本部 | 1 | 1 | 防災センター |
| 合計 | 481 | 39 | |

- (1) 市の事務を主に行っている施設（市庁舎、上下水道施設、衛生施設等）は公の施設として扱わないこととする。
- (2) 学校及び道路については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、道路法（昭和27年法律第180号）で管理者を限定しているため、この表から除いている。

3 指定管理者制度導入に向けての考え方

本市の「公の施設」に指定管理者制度を導入するに当たっては、施設の設置目的に合致した効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上や施設の活性化を図ること、公共的団体や民間事業者が有する高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用すること、費用対効果を十分に勘案し、経費の節減を図ること等を目的として、対象とするすべての公の施設を検証し、次の考え方により進めるものとする。

また、指定管理者の選定に当たっては、事業の継続性、高い専門性、効率性が期待できる場合であって、民間に委ねることが適切でないと判断される場合を除き、公募によることを基本とする。

(1) 導入時期について

① 現委託施設（40施設）

現在、管理を外郭団体等に委託している公の施設については、改正法に基づき、施設設置条例の整備や指定管理者の指定等の準備作業を遅くとも平成17年度末までに終え、次の区分により平成18年4月から指定管理者制度を導入する。

ア) 公募により指定管理者を選定する施設

民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行う。

| 施設名 | 現在の委託先 |
|---------------------------------------|--------------|
| 明石駅前立体駐車場 | (財)明石市都市施設公社 |
| 明石駅自転車駐車場 | (財)明石市都市施設公社 |
| 西明石駅自転車駐車場 | (財)明石市都市施設公社 |
| 大蔵海岸施設（公園、駐車場、海峡広場） | (財)明石市緑化公園協会 |
| 石ヶ谷公園（明石中央体育会館含む） | (財)明石市緑化公園協会 |
| 明石海浜公園（プール等含む）・魚住北公園（テニスコート等有料公園施設含む） | (財)明石市緑化公園協会 |

イ) 市の外郭団体等を引き続き指定管理者として選定する施設

施設の設置目的、管理運営の状況、受託団体の設立経緯、社会的役割及びその専門性等から、従来の受託者等が引き続き管理運営することが望ましい施設については、当該受託者等を指定管理者として選定する。

| 施設名 | 現在の委託先 | 指定管理者 |
|----------------------|------------------|--------------|
| 休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所 | (社)明石市歯科医師会 | 同左 |
| 夜間休日急病センター | (社)明石市医師会 | 同左 |
| 高齢者ワークセンター | (社)明石市シルバー人材センター | 同左 |
| 産業交流センター | (財)明石市産業振興財団 | 同左 |
| 中高年齢労働者福祉センター | (財)明石市都市施設公社 | (財)明石市産業振興財団 |

ウ) 市の直営に戻す施設

既委託施設のうち、ア) 以外の公園施設については、施設の安全管理の徹底、近隣公園と街区公園などの区分整理、地域の公園愛護会との役割分担などの課題解決のため、当面、市が直営で管理運営を行う。

| 施設名 | 現在の委託先 |
|------------------|--------------|
| 地区公園、近隣公園等(26公園) | (財)明石市緑化公園協会 |

② 直営施設(441施設)

ア) 指定管理者制度の導入を検討する施設

市が直接、管理運営している公の施設(以下「直営施設」という。)のうち、民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を図る。

【平成18年度の導入を計画しているもの】

| |
|-----------------------------------|
| 市民会館・中崎公会堂・市民ホール・西部市民会館、図書館・西部図書館 |
|-----------------------------------|

【平成18年度の導入を計画しているもので、特定の団体を選定するもの】

| 施設名 | 現在の管理区分 | 指定管理者 |
|--------|---------|--------------|
| 勤労福祉会館 | 直営 | (財)明石市産業振興財団 |

【平成19年度以降の導入を検討するもの】

| |
|---|
| 高齢者ふれあいの里、あかし男女共同参画センター、生涯学習センター、少年自然の家、文化博物館、木の根学園、和坂斎場、保育所(一部)、さざなみ園、農業センター、天文科学館、石ヶ谷墓園 |
|---|

イ) 今後も引き続き直営で管理運営する施設

前項以外の直営施設で現時点において、個別法で施設の管理者について規定のある施設、その他施設の設置目的や利用状況、管理運営状況などから指定管理者への移行に課題のある施設については、引き続き直営により管理を行う。

ただし、個別法の改正や施設の改築等により民間事業者等が管理運営できるようになった場合、さらには地域密着型施設で地域住民により構成される団体が管理運営できるようになった場合には、指定管理者制度の導入を図る。

厚生館、総合福祉センター、ゆりかご園、卸売市場、海浜利便施設、無料自転車駐車場、市営住宅、街区公園等、市民病院、青少年育成センター、コミュニティ・センター、高齢者大学校あかねが丘学園、防災センター

③ 新規開設施設

今後、新設される公の施設のうち直営によらない場合については、開設にあわせて指定管理者制度の導入を図る。

※ なお、今後、指定管理者制度導入の検討にあたっては、民間事業者等との役割分担も考慮に入れ、次の検討項目のチェック結果を参考とする。

【検討項目】

| 項 | 目 | はい | いいえ |
|---|--|----|-----|
| 1 | 施設の公的責任や専門性 | | |
| | ① 個別法制度上、民間事業者等に委ねることについての制約はない | | |
| | ② 利用の平等性、公平性などについて、行政でなければ確保できない明確な理由がない | | |
| 2 | 施設を取り巻く社会環境 | | |
| | ① 民間事業者等が類似の施設を運営している | | |
| 3 | コストとサービス水準のバランス | | |
| | ① 民間事業者等が管理運営した方が、低コストとなることが期待できる | | |
| | ② 民間事業者等が管理運営した方が、運営日・時間、運営内容等においてサービスの向上が期待できる | | |
| | ③ 民間事業者等が管理運営した方が、他の民間サービスとの相乗効果等による集客力や稼働率の向上が期待できる | | |

※ 「はい」に該当する項目が多いほど、民間事業者等の管理運営領域と考えられ、指定管理者制度の導入を図る必要があります。

(2) 公募における施設単位について

指定管理者の指定に際して、公募における施設単位については、原則として個々の施設ごとに行う。ただし、複数同種の施設等について、管理の一体性等によりサービスの向上やコスト削減が図られる場合には、一括又は一定の規模にグループ化して公募することができる。なお、この場合には、募集要項等でグループ化する基準や考え方を明らかにする。

(3) 指定管理者の指定期間について

指定管理者の指定期間は、原則として3年の期間とする。ただし、サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、適切な期間を個別に設定することができる。

(4) 条例の整備について

① 手続条例の制定

本市では、指定管理者制度への円滑な移行を進めていくため、制度の枠組みの整備として、各施設に共通する指定の手続など通則的な事項を定める、明石市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）を制定する。

② 施設ごとの設置条例の整備

指定管理者の管理の基準や業務の範囲など、施設の性格によって異なる事項を定めるため、施設ごとの設置条例を整備する。

〔設置条例に定める内容〕

ア 指定管理者制度の導入

指定管理者に当該施設の管理を行わせることができる旨を規定する。

イ 指定の手続

手続条例に規定する手続以外に必要な申請の方法や選定基準を各施設の目的や特性に応じて定める。

ウ 管理の基準

市民が施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日、開館時間、利用制限の要件等）、個人情報の取扱いなど基本的事項を定める。

エ 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲について、施設の維持管理や運営など基本的な業務のほか、各施設の目的や特性に応じて定める。また、施設の使用許可に関する権限を含める場合にはその旨も規定する。

オ 利用料金に関する事項

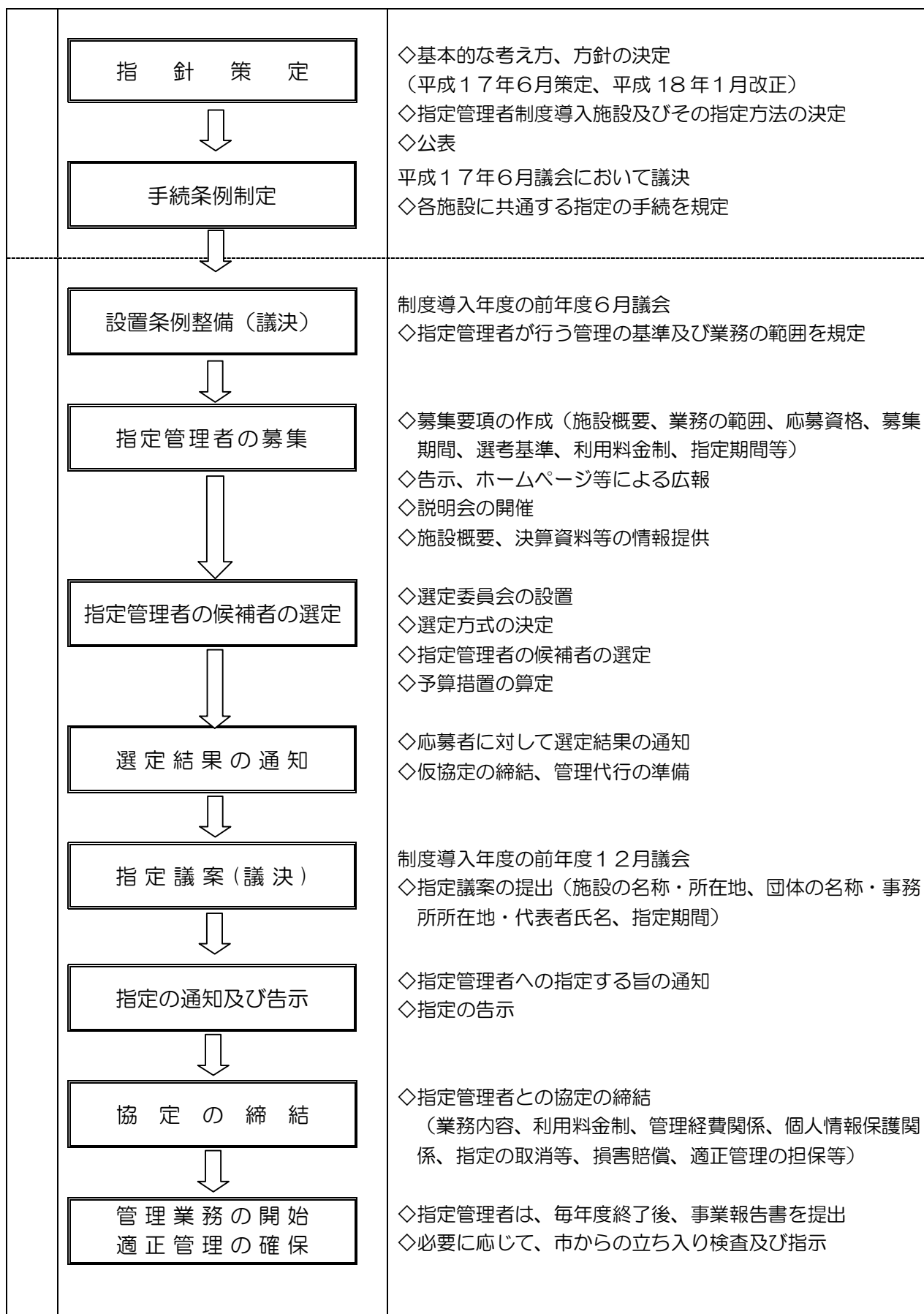
利用料金制度を導入することにより、自立的経営が図られる施設（独立採算が見込まれる施設）については、積極的な導入を図ることとし、上限額、料金の定め方などを規定する。

利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得たうえで、指定管理者が定める。

カ その他必要な事項

細目的事項については協議により定める旨、減免措置など、その他必要な事項について規定する。

4 導入手続の流れ



5 指定管理者の指定の手続

指定管理者制度の導入に当たり、次のとおり指定の手続を行う。

(1) 指定管理者の募集

- ① 指定管理者の選定に当たっては、公募により指定管理者を募集し、複数の応募者から最適な管理運営主体を選定することを原則とする。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、公の施設の適正な運営を確保するため必要と認めるとき、その他特別な理由があると認める場合には、公募を行わずに指定管理者を選定することができる。

[公募によらない場合の例示]

- ア) 施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要がある場合
- イ) 施設が高度な公的責任や専門性を有すると認められる場合
- ウ) 地域密着型施設で、当該地域の住民により構成される団体が管理運営を行う場合

② 募集の方法

募集に当たっては、従来の管理運営主体に有利になることなく、民間事業者等の参入の機会を十分に確保するため、次のことに留意して、公平で公正な募集に努める。

- ア 情報提供は、告示、ホームページへの掲載など幅広い広報手段により行う。
- イ 募集の公表又は募集要項等の配布から募集終了までの期間設定については、公平性、競争性を確保するため、応募団体が事業計画書等を作成するのに十分な期間を設ける。
- ウ 募集開始前又は募集期間中に現場説明会を開催するほか、施設の概要、事業内容、管理経費を示す決算書類等を常時閲覧できる状態にするなど、積極的な情報の提供に努める。

③ 募集要項の作成

募集に当たっては次の事項等を明示した募集要項を作成する。

- ア 公の施設の概要
 - 名称、所在地、設置目的、建築物の概要
- イ 管理の基準及び業務の範囲
 - 指定管理者が行う管理の基準（開館時間、休館日、使用料等）及び業務の範囲について、具体的かつ詳細に記載する。
- ウ 指定期間
 - 指定管理者の指定期間については、原則として3年の期間を設定する。た

だし、サービス提供の継続性や施設運営のために必要な機器の償却期間など各施設の事情を勘案し、適切な期間を個別に設定することができる。

エ 利用料金に関する事項

利用料金制度を導入する場合は、当該利用料金を指定管理者の収入として收受させることを明示するとともに、利用料金の額に関する事項（上限額、金額を定めるときの本市との協議方法など）を明らかにする。

オ 申請者の資格

安定した管理を行うため必要であれば申請者の資格を設ける。ただし、不当に申請者を限定することとならないよう施設の性質や目的に応じた必要最小限のものとする。

カ 申請受付期間

申請受付（募集）期間のほか、その後の選定スケジュールも明らかにする。

キ 選定の基準

条例で規定した選定の基準や評価項目などを明らかにする。

ク 申請書類

申請書のほか、定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類、管理を行う公の施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、当該団体の経営状況を説明する書類、その他決算書類（貸借対照表、損益計算書など）、類似業務の実績に関する書類、現在の組織や人員体制を示す書類など必要な書類

(2) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、条例に規定する選定基準等に照らして最も適切な管理が行うことができると認められる者を総合的に判断して選定する。

① 選定委員会の設置

ア 各施設の募集要項や選定方法を決定し、条例に規定する指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置する。

イ この選定委員会の設置単位は、各施設単位、条例単位など当該施設の指定管理者の候補者を最も適切かつ効率的に選定できる単位で設置する。

ウ 委員構成は、複数の外部からの有識者を入れるなど、透明性、専門性の確保に努める。

② 選定方法

書類審査及び面接審査により指定管理者の候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに、すべての申請者に対して、選定理由又は不選定理由を明示した通知書を送付する。

(4) 指定議案の提出

指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者の候補者が施設の管理業務を開始する前に、指定議案を議会に提出し、議会の議決を得る必要がある。

指定期間の開始日前に準備行為として、事前の準備（開館準備、引き継ぎ等）を指定管理者に行わせる場合にあっては、準備行為の開始前に議会の議決を得る必要がある。

また、指定期間を2年以上にした場合で、指定管理者の指定により複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担するときは、債務負担行為の議決が必要となる。

〔指定議案の内容〕

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- ③ 指定期間

(5) 指定の通知及び告示

指定議案の議決を得た場合、速やかに指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に書面で通知するとともに、告示をする。

(6) 協定の締結

本市と指定管理者双方の意思を確認するため、管理に係る細目的事項や本市が負担する管理費用などを定めた協定書を締結し、基本的な内容として明らかにする。

なお、協定の締結に際して、経費を複数年度予め確定しておくことは、財政計画的なメリットがあるが、反面、状況変化に対応できないというデメリットもある。さらに、指定管理者制度を導入する当初の段階では、施設の性格によって、複数年度の必要経費の算定を精緻に行えない場合も想定される。

こうした場合には、包括的な指定期間内にわたる基本協定と、単年度ごとの経費等を定める単年度の協定とに分割できるものとする。

〔協定書に定める内容〕

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑤ 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務に係る情報の公開に関する事項
- ⑨ その他必要な事項

6 指定管理者候補者選定委員会の設置

(1) 設置

本市の公の施設に係る指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の確保に関し必要な事項を審査するため、当該施設を所管する部等において、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 所掌事務

- ① 選定委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査する。
- ② 選定委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行う。

(3) 組織

- ① 選定委員会は、当該施設の管理運営に関して、専門的な知識を有する有識者及び経営の専門家等の中から市長が委嘱した者若干名をもって組織する。
- ② 選定委員会に会長を1人置き、委員の互選により定める。
- ③ 会長は、選定委員会の会務を総括し、事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(4) 会議

- ① 選定委員会は、必要の都度会長が招集する。
- ② 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ③ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- ④ 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員、外部の学識経験者等を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。
- ⑤ 選定委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(5) 選定基準

選定委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 市長、助役、収入役、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会若しくは委員（以下この号において「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあっては、市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。
- ⑥ その他必要な事項

(6) 選定結果

当該施設を所管する担当課長は、選定結果をすべての申請者に通知し、選定又は不選定の理由を公表する。

(7) 雑則

この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

7 個人情報保護条例との関係

(1) 個人情報の適正な取り扱い

公の施設の管理業務を通じて、指定管理者が取り扱う個人情報について、個人情報保護条例及び手続条例等に必要な事項を定めるなどの措置を講じることにより、指定管理者は、公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(2) 秘密保持義務

指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下、「従事者」という。）は、当該公の施設の管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。このことは、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

8 情報公開条例との関係

(1) 指定管理者の情報公開

公の施設の管理業務を通じて、指定管理者が取り扱う情報の管理について、情報公開条例及び手続条例等に、必要な事項を定めるなどの措置を講じることにより、指定管理者は、情報を適正に管理しなければならない。

また、市は、指定管理者が保有する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は、速やかに対応するよう努めなければならない。

(2) 指定管理者の候補者の選定過程における文書の情報公開

指定管理者の候補者の選定過程で、作成される文書については、法人の技術ノウハウ情報や意思形成過程の情報等を非公開とするなど、情報公開条例の規定に基づき、適正に判断する。

(3) 指定管理者候補者選定委員会の会議の非公開

率直な意見交換が損なわれる恐れがあると想定され、また、具体的な法人の技術情報や信用情報に関わる内容が取り上げられる可能性があるため、会議については、原則として、非公開とする。

9 行政手続条例との関係

施設の使用の許認可等の処分を行う場合、行政手続条例が適用され、指定管理者は、その範囲内において行政庁として、同条例に規定する責務を負う。

例えば、指定管理者に対してなされた申請については、審査及び応答義務(同条例第7条)が生じるとともに、申請を拒否する場合には理由の提示が必要となる(同第8条)。

また、一度行った許可を取り消す場合には不利益処分となり、聴聞を行わなければならない(同第13条)、不利益処分を行う際には理由を提示する義務がある(同第14条)。

指定管理者に施設の使用許可等を代行させる等、行政手続条例上の責務を負わせる場合には、その内容について募集要項等に明記するとともに、協定等に規定する。

10 指定管理者制度における予算

(1) 指定管理者の指定における予算の取り扱い

指定管理者の候補者の選定手続や指定管理者の指定についての議会の議決は、指定(行政処分)を行うための準備段階であり、その段階での予算措置は不要とする。

指定は、予算の議決後、又は予算の議決を停止条件として行うこととし、指定の議決後に、指定管理者の管理に係る予算案の上程を行う。

(2) 指定管理者制度での予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に関する費用について、支出科目は委託料とする。

指定管理者との間で締結した協定書により、指定期間内の経費を一括して確定した場合には、債務負担行為として、複数年度の予算措置を行う。

協定等により、単年度ごとに経費を確定させる場合については、各年度ごとに予算措置を行う。

11 苦情等への対応

(1) 施設利用許可処分に対する不服申立て

指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申し立ては、市長へ審査請求することになる。

(2) 施設利用に際しての苦情等の対応

指定管理者は、市民からの苦情や利用者の意見に、適宜対応し、サービス内容の充実や質の向上に反映できるように、体制や仕組みの整備を行う。

市は、指定管理者が行ったサービスの提供に関する苦情等の処理や対応を行う。

12 事業報告書の提出等

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内（指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあつては、当該取消しの日後30日以内）に、その管理する公の施設に関して、①管理業務の実施状況、②公の施設の利用状況（利用者数及び利用拒否の件数・理由等）、③利用料金の収入実績、④管理経費の収支状況、⑤その他管理状況を把握するために必要な事項（個人情報の取扱い状況等）を記載した事業報告書を作成し、市へ提出しなければならない。

なお、事業報告書の詳細な内容については、各協定で定める。

(2) 業務報告の聴取等

市は、公の施設の設置者としての責任を果たすため、サービス水準や適正な運営が確保されるよう、指定管理者に対して、適宜、業務や経理状況の報告を求め、実地調査を行い、必要に応じて業務内容の改善等についての指示を行う。

また、指定管理者が倒産した場合には、公の施設の利用に大きな影響を与えることになるため、公の施設の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことも必要となる。

(3) 指定の取消し等

指定管理者が、市の指示に従わないときやその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

なお、災害時に、指定管理者が管理する公の施設を、避難所などの救助活動等に使用する場合にも、必要に応じて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

13 損害賠償請求等への対応

(1) 国家賠償法との関係

設計や建物の構造に不完全な点がある場合や、維持、修繕や保管に不完全な点がある場合など、公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で、利用者に損害が生じた場合には、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条の規定により、設置者である市は、賠償責任を負うこととなる。

また、公の施設の管理に当たって指定管理者の行為が原因で利用者に損害が発生した場合には、国家賠償法第1条の規定により、設置者である市は、賠償責任を負うこととなる。

なお、市が被害者に直接賠償したときで、指定管理者に故意又は重過失がある場合は、指定管理者に対し、求償することができる。

(2) 賠償保険への加入

施設賠償保険については指定管理者が加入することとする。なお、保険範囲等については、各施設の特性等に応じて協定で定める。

(3) 履行保証について

指定管理者は、市との協定に当たって、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第25条及び第26条に規定する契約保証金の取扱いに準じ、指定管理料の10分の1以上の保証金を納めなければならないものとする。ただし、指定管理者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は指定管理者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるときは、保証金の全部又は一部を納めさせないことができることとする。

なお、納めさせた保証金は、指定管理業務が完了した後、指定管理者へ還付するものとする。